

## プラトンの政治論 (1)

三 浦 聡

『ソクラテスの弁明』(三一D―三二A)には次のようなソクラテスの言葉が見られる。すなわち、自分が国政にたずさわることにはダイモーンが反対しているし、もし自分がこれまで国政上のごたごたにかかずらっていたならば、自分はとくに身を滅ぼしてはいたはずである。多くの不正や違法が国家社会のうちにこなされるのをどこまでも妨げようとするならば、人間誰も身を全うする者はいないのである。むしろ本当に正義のために戦おうとする者は、私人としてあることが必要なのであって、公人として行動すべきではないのである、と。そしてソクラテスは私人としての自分のあり方を『ゴルギアス』(五二―D)の中で、自分が治国の心得を身につけている数少ない人たちの中の一人、しかも当代のアテナイ人たちの中では自分一人だけが、本当の政治の仕事を行なっているのだ、と自負しているのである。ソクラテスのこれらの主張から言えることは、真に正義のために戦い、かつ真の意味での政治の仕事を行なおうとする者は、公人としての政治活動を極力避けて、私人としてのあり方を堅持すべきであるということになる。このことを語るソクラテスの真意はどこにあるのか。

ところで、ソクラテスがこのような考え、ないし信念を抱くにあたっては、当時のアテナイ市民のありさまが背景となっていたであろう。それは、『ソクラテスの弁明』(二九D―三〇B)では、金銭や評判や地位のことは気にしても思慮と真実には気をつかわず、魂(精神)をよくすることに一向に留意しない、と描かれている。さらに他の対話篇の中でも政治家について、彼らの大部分が無学・無教養で民衆の機嫌をとるばかりのへつらいの政治を行なっていたらしいことが示唆されている(『アルキピアデス』―二〇B、『ゴルギアス』五〇―D)。さらに当時の政治状況について、『プロタゴラス』(三一―九B―D)では次のように述べられている。すなわち、議会の議事が土木建築や造船などにかかわる場合は、その方面の専門家の意見だけが尊重されるのに、こと国事の処理の審議となると、誰でも同じように立って意見を述べても差支えないし、しかも誰もその人たちが非難する者はいない、というのである。

たしかにアテナイの直接民主政治は、ペリクレスの国葬演説(ツキユディデス『歴史』第二卷三十七章)からも知られるように、自由と法の下の平等にもとづいて、市民資格を得た者なら誰でも国事の審議や裁判に参加で

きた。極言するなら、市民たちは自由に何でもしたいことをし、言いたいことを言ってもかまわなかったのである。反面、それだけに無政府的になりがちで、党派や内紛を常時生み出すこととなったとも考えられる。以下に見るプラトンの『第七書簡』（三二四C―三二六A）にもこの間の事情の一端をうかがうことができるだろう。

## 二

政治状況が右のようであるとすれば、公人ではなく私人として行動することが、真に正義のために戦い、かつ真の意味で政治に関心をもつ者の歩むべき道である、というテーゼはどういうことなのだろうか。結論を先取りして言えば、それは哲学の裏付けのない政治は全く無意味だということであろう。以下この点を考察してみる。

プラトンの『第七書簡』には有名な哲人政治についての記述があるが、それは次のように言う。すなわち、プラトンは若い頃、一人前になったらただちに国家公共の活動に従事したいと考えていたが、三十人政権による恐怖政治やソクラテスの刑死事件などを目のあたりにするにつけて幻滅と絶望を味わい、実際行動に出ることについては好期を期して控えていることにしたのである（三二四B―三二六A）。そして、現今の国家という国家を見て、それがごとく悪政下におかれている事実を否応なく認識させられたであろうプラトンは、次のように結論づける。すなわち、国事についても個人の生活につ

いても、その正しいありようは哲学からでなくては見定められない、つまり、正しい意味において真に哲学している部類の人たちが、政治的支配者の地位につくか、それとも現に国々において政治的権力をもっている部類の人たちが、神のはからいによって真に哲学するようになるかのいずれかが実現されないかぎり、人類が禍から免れることはあるまい、というのである（三二六A―B）。

右のように政治と哲学の結びつきが不可欠だとしても、真の政治家すなわち哲学者の人間形成はどのように行なわれるべきなのだろうか。プラトンは『国家』第五卷から第七卷にかけて、真の政治家＝哲学者を生み出すものとして厳しい教育の必要性を述べている。つまり、ここでプラトンは理想国実現のための哲学的素質ならびに哲学・哲学者教育の問題を主題的に検討して次のように言うのである。すなわち、ソクラテスはまず哲学者の素質について、生まれつき記憶がよく、ものわかりがよく、度量が大きく、優雅で、真理と正義と勇氣と節制を愛する者でなければならぬ、としている（第六卷四八七A）。しかし、このような素質に恵まれた者はきわめてまれで、しかもすぐれた素質ほど墮落や悪道への絶えざる危険にさらされているのである（同四九一A―四九四E）。かくて哲学的素質の健全な成長はまことに望み難く、哲人政治の実現はきわめて困難と言え、希望はあり全く不可能ではない、とされる（同五〇二C）。こうして話題は、哲学教育の目的にうつる。ソクラテスは、学ぶべき最大の

ものとしての善のイデアの認識について、太陽の比喩と線分の比喩を語り(同五〇四E一五一一E)、第七巻ではさらに洞窟の比喩を用いて、教育の目的が魂の闇から光明への全面的転向にあることを示している(五一八B一D)。そしていよいよ哲学者教育が取りあげられるが、それは不断の試験と選抜を行ないながらすすめられるのであって、中でも三十歳から五年間のディアレクティケー(問答法)の初歩学習と以後五十歳までの国家実務の体験期間が重要とみなされる。ディアレクティケーとは、二十歳から三十歳までの間に学習される諸科目(算数・平面幾何・立体幾何・天文学・音楽理論)の総合科目として、善のイデアの認識を究極目標とするものであり(第七巻五三一D一五三四E)、修得には長年月を要する。五十歳になって、学問と体験の両方で優秀な成績をおさめた者は最後の仕上げとして善のイデアを観得し、それから大部分の時間を哲学で過すことが許されるが、他方順番に国家統治の最高責任者としての義務も課せられる、というのである(同五四〇B)。

### 三

さて、これまでの哲学者の教育論が意味するところを考えてみると、結局、政治の問題は人材の問題なのであり、人材の問題は教育の問題、教育の問題はつまり哲学の問題なのである、ということではないのだろうか。もっとも、当時からすでに哲学あるいは哲学者への、人々

の抜き難い誤解や非難・中傷があったことから知られるように、その受けるべき本来の正当な評価を得ていないのが実情と言えるのである(『国家』第六巻四八九A一D、四九五C一四九六A)。たとえば『ゴルギアス』(四八四C一四八六D)の中のカリクレスが、哲学というものは、若い時に教養程度に触れておくだけなら自由市民にふさわしい結構なものだが、いい年になってからもやめないで必要以上に深入りすると、人間を駄目にしてしまうとして、ソクラテスに哲学をやめて政治に向かうように忠告した如くである。しかしソクラテスはこの善意の忠告に感謝しながらも、次のように反論していた。君たちはペリクレスに代表される有名な政治家たちを称讃するけれども、彼らは本当にアテナイを幸福な国に、市民をよりすぐれた人間にしたのだろうか。たしかに彼らは軍船・城壁・船渠その他数多くのものを国家に提供したが、それは国家の召使いとしての能力にすぎないものである。肝腎なのは、市民がもっとすぐれた人間になるために必要な事柄のほうへ、説得や強制によって導いてゆくことであるのに、この点に関しては何んも卓越したところはみられなかったのではないかと(五一七B一C)。さらにこのことは、彼らが何かある知によって國を導いていたわけではなく、思わくの正しさによったにすぎない、いわば神がかりにかかっていたことを示すもので、それが後継者に自分と同じ能力を授けることのできなかった―すなわち教育することができなかった―理由

でもある、と（『メノン』九九B―D、『プロタゴラス』三一九E―三二〇B）。

かくて真の政治家に必要とされるのは、国利民福についての真知であることは明らかであり、それはプラトンによれば何よりも魂への配慮と集中、すなわち哲学によって得られるものである。『国家』第四卷（四三四C―四四五E）の、正義と不正の由来を個人の魂の三機能と国家の三種族の対応で捉えるという比喩が語るのも、実はこのことにほかならない。こうして、このいわば内なる国家たる魂と外なる国家体制との一致においてこそ、真の幸福とよりよい人間の生き方が達成されるのである。ソクラテスの不幸な刑死はそれらが極端な不一致にあつたことを物語る。しかし、魂の内的調和と秩序への不断の配慮が、そのまま理想国家建設の仕事であることに変わりはないのである。何よりも魂を大切にせよ、と言って魂への配慮を説いてやまなかつたソクラテス、彼こそはプラトンにとって、善悪・正邪・美醜・真偽についての真実の追求者、すなわち哲学者そのものの姿であった。やはりソクラテスこそ、真の政治家と言えるのかも知れない。そしてソクラテスのような人をプラトンが哲人王と思いついた場合、哲人王は、その精神の奥底において、あくまで、私人の立場を堅持する無知の知に徹したつましい人柄として考えられていることは疑いえないのである。

註

(1) 本論はごく限られた一面を扱うにとどまる。より広範な論及については、田中美知太郎『プラトンⅣ―政治理論―』（岩波書店）を参照。著者は「あとがき」で、プラトンの政治理論の特色と意義を簡潔に明示している。

(2) 『国家』第五卷（四七三C―D）参照。

(3) 哲人政治思想が、後期作品『ポリテイコス』や『法律』でどのように扱われているかについては、『プラトン全集13 ミノス 法律』（岩波書店）中の『法律』解説四と五（加来彰俊）及び田中美知太郎『プラトン』哲学(1)『第Ⅱ部・第一章・第二章』を参照。

(4) 『ソクラテスの弁明』（三六B―D）参照。

（青森県立三木木農業高等学校教諭

昭和五〇年人文学部卒）